

自転車に乗るときに道路標識まで意識して運転できているでしょうか？

自転車に関する道路標識を

① 走行禁止 ② 走行注意 ③ 走行可能  
の3種類に分けて紹介していきます。

### ① 走行禁止



#### 「歩行者専用道路」

歩行者のみ通行可なので、自転車の通行は禁止されますが降りれば通行できます。



#### 「自転車通行止め」

自転車で走ると大変危険なので、自転車のみが通行できないことを示しています。



#### 「車両通行止め」

自転車も車両ですので通行できませんが、自転車から降りて押して歩けば通行できます。



#### 「車両進入禁止」

一方通行の道の逆走を防ぐために設置されています。多くの場合(自転車を除く)の補助標識が付いています。

### ② 走行注意



#### 「一時停止」

この標識がある場合、自転車も停止しなければなりません。



#### 「徐行」

歩行者の多い道路などに設置されている標識で、自転車を含む車両は徐行しなければいけません。

### ③ 走行可能



#### 「自転車及び歩行者専用道路」

通行できるのは歩行者と自転車のみです。



#### 「自転車専用通行帯」

車道ではあるものの、その中で自転車が通るように指定された部分を指します。

### まとめ

自転車は身近な車両であり、乗り方を誤ると事故を引き起こす恐れがあり大変危険です。これを機会に自身の自転車の乗り方を振り返りながら道路交通法と標識の種類を改めて理解し、自分と他者を守る安全な走行を心がけましょう。